

第 8 章 事後調査の計画

第8章 事後調査の計画

8-1 事後調査の項目

対象事業に係る周辺環境への影響として、工事中は、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等及び施設の設置、供用時は施設の稼働、廃棄物の搬出入、廃棄物の発生による影響が予想される。

これらの内容について、本事業が周辺に与える影響の程度を予測・評価した結果、ほとんどの項目で環境の保全に関する評価指標を満足すると予測された。ただし、工事計画及び施設計画について未確定の部分があることから、事業特性、関係地域の概況、調査、予測及び評価の結果を勘案し、予測の不確実性が高い項目として、表 8-1-1 に示すとおり、事後調査項目を選定した。

表 8-1-1 事後調査を行う項目及びその理由

環境要素	項目	事後調査を行う理由
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境保全のための措置（仮囲いの設置）による低減効果を含めることで予測結果が評価指標を下回ると予測された。予測条件とした工事計画に不確実性があることに加え、環境保全のための措置による効果を確認するため、事後調査を実施する。
	施設の稼働	施設の稼働に伴う騒音の予測結果は評価指標を満足しているが、施設の構造や設置する設備機器の詳細が未確定であり、予測の不確実性がある。また、事業実施区域の周辺には住居が存在しており、新工場の稼働後はこれらの住居に施設が近づくため、環境影響が生じるおそれがある。以上から、事後調査を実施する。
低周波音	施設の稼働	施設の稼働に伴う低周波音は、現工場と同程度になるものと予測しているが、設置する設備機器の詳細は未確定であり、予測の不確実性がある。また、1/3オクターブバンド音圧レベルは、現況で参照値を上回っている周波数帯も確認されており、施設の稼働後の状況を把握し、本事業による影響有無を確認するため、事後調査を実施する。

8-2 事後調査の内容

事後調査の内容を表 8-2-1 に、事後調査地点を図 8-2-1 (1)～(3)に示す。

表 8-2-1 事後調査の内容

環境要素	項目	内容	
騒音	建設機械の稼働	調査項目	時間率騒音レベル (L_x)、等価騒音レベル (L_{Aeq})
		調査時期	新工場の建築工事において建設機械の稼働台数が最大となる時期に1回 現工場の解体工事において建設機械の稼働台数が最大となる時期に1回
		調査地点	<u>事業実施区域の敷地境界：5地点</u> ①事業実施区域敷地境界(東) ②近接施設側敷地境界(西) ③近接施設側敷地境界(北) ④事務所側敷地境界(南) 敷地境界最大地点 <u>周辺の最寄住居：2地点</u> ⑤最寄住居1(北側) ⑥最寄住居2(西側)
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠する。
	施設の稼働	調査項目	時間率騒音レベル (L_x)、等価騒音レベル (L_{Aeq})
		調査時期	供用開始後、施設の稼働が定常状態に達した時期に1回
		調査地点	<u>事業実施区域の敷地境界：5地点</u> ①事業実施区域敷地境界(東) ②近接施設側敷地境界(西) ③近接施設側敷地境界(北) ④事務所側敷地境界(南) 敷地境界最大地点 <u>周辺の最寄住居：2地点</u> ⑤最寄住居1(北側) ⑥最寄住居2(西側)
		調査方法	騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠する。
低周波音	施設の稼働	調査項目	G特性音圧レベル、低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル
		調査時期	供用開始後、施設の稼働が定常状態に達した時期に1回
		調査地点	<u>事業実施区域の敷地境界：4地点</u> ①事業実施区域敷地境界(東) ②近接施設側敷地境界(西) ③近接施設側敷地境界(北) ④事務所側敷地境界(南) <u>周辺の最寄住居：2地点</u> ⑤最寄住居1(北側) ⑥最寄住居2(西側)
		調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に定める方法に準拠する。

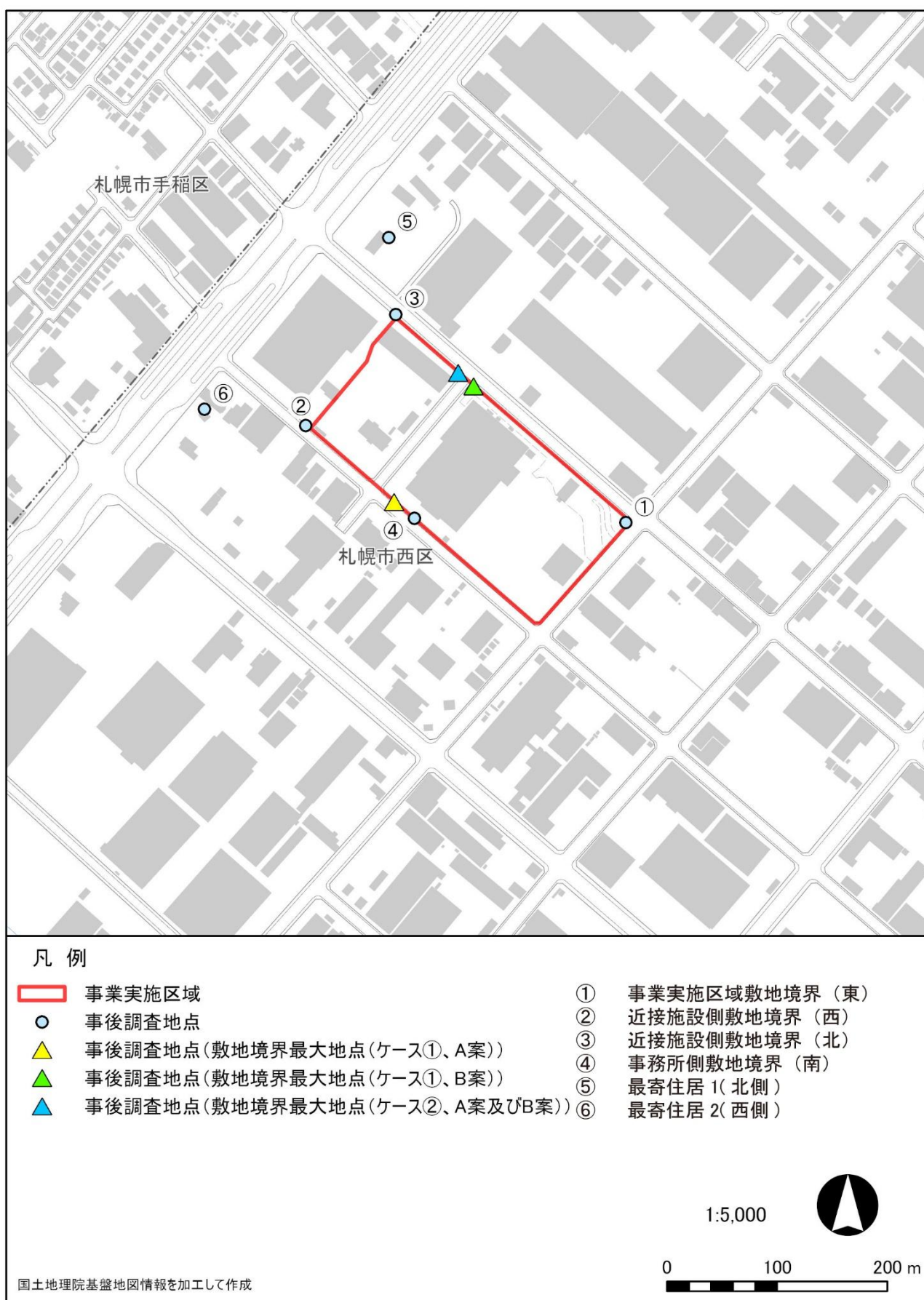


図 8-2-1(1) 事後調査地点位置図（建設機械の稼働に伴う騒音）

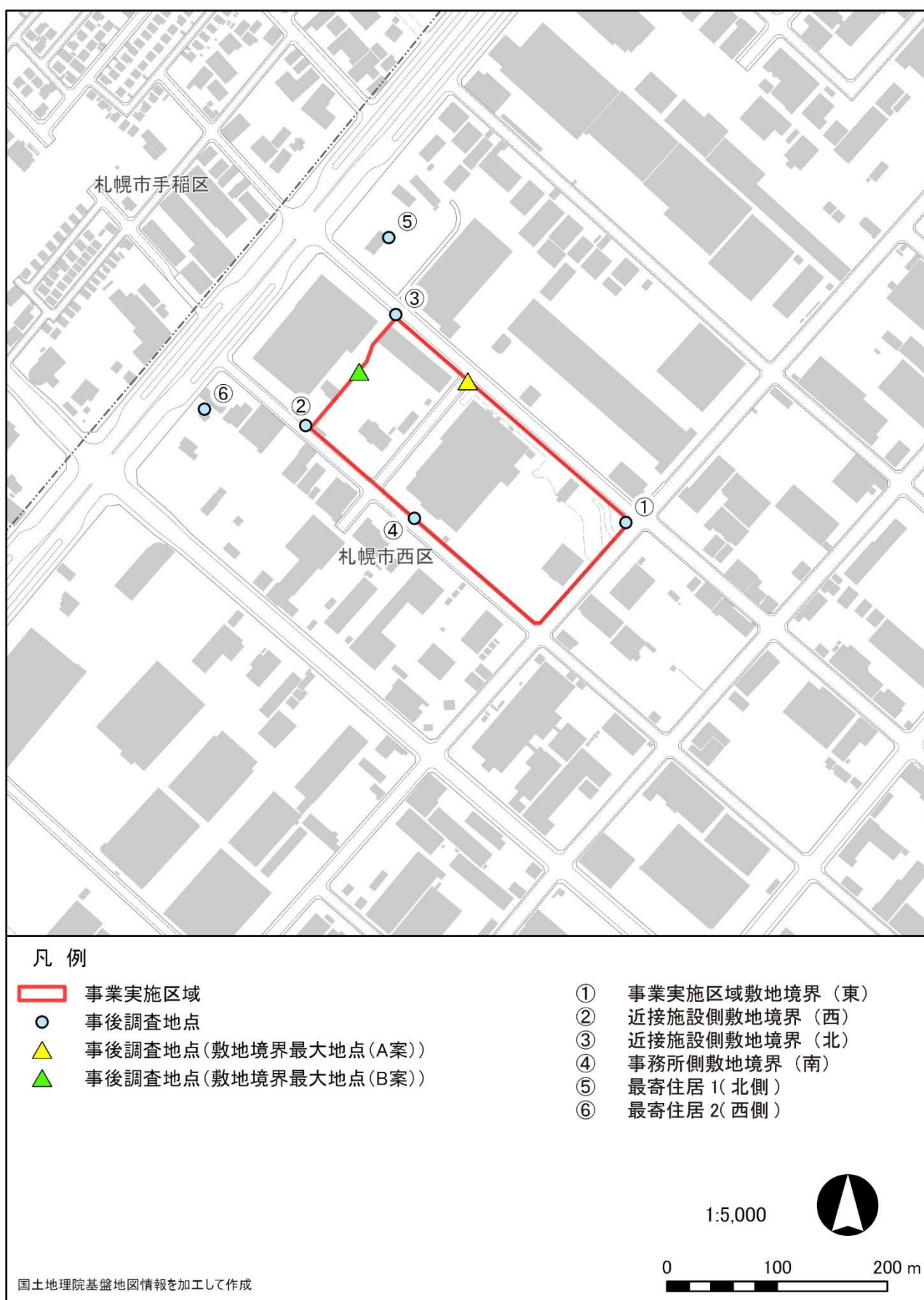


図 8-2-1(2) 事後調査地点位置図（施設の稼働に伴う騒音）

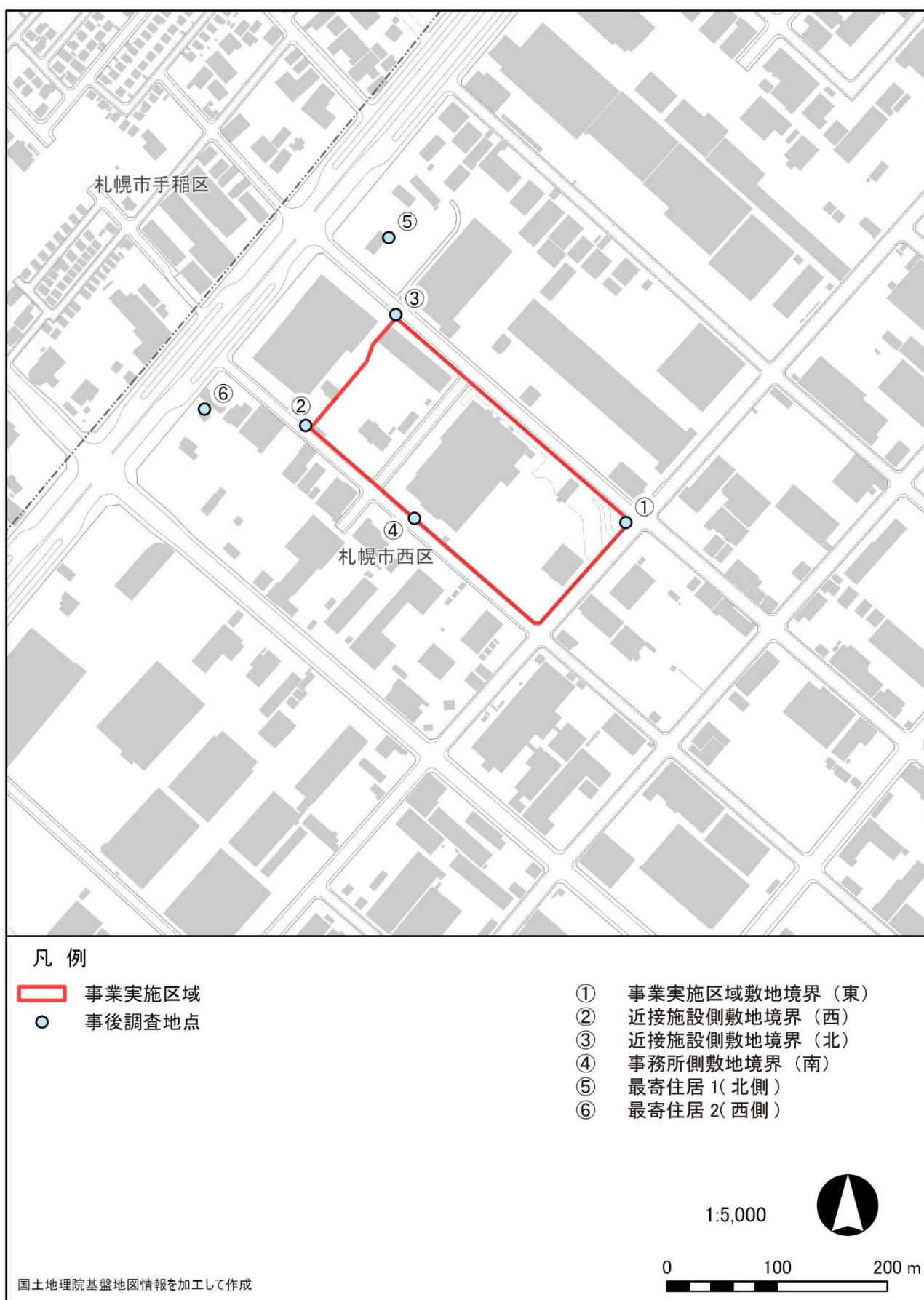


図 8-2-1(3) 事後調査地点位置図（施設の稼働に伴う低周波音）

8-3 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果は、新工場の建築工事中、新工場の供用開始後、現工場の解体工事中の 3 回においてそれぞれ事後調査報告書として取りまとめ、札幌市長に提出するとともに、公告・縦覧を行う。

なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいものとみなされる場合には、適切な環境保全措置を講じることとする。

8-4 定期的な検査

施設供用後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等に基づき、下水道への放流水、ごみ質、排ガス、焼却残さ物等について定期的に検査を実施する。このうち、焼却炉の排ガスに係る検査内容は表 8-4-1 に示すとおりである。

これらの検査結果は、検査年報として札幌市ホームページに掲載し、公表する。

また、焼却炉の燃焼温度など、連続測定をしている記録簿については、施設で閲覧できるようにするとともに、月ごとに運転状況報告書を取りまとめて札幌市ホームページに掲載し、公表する。

表 8-4-1 焼却炉の排ガスに係る検査内容

項目	測定頻度
ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物	6回/年
ダイオキシン類	1回/年
水銀	3回/年